

大阪に於ける公益職業紹介事業の回顧

八 濱 德 三 郎

緒 言

明治三十九年一月救世軍に於て東京市芝區の同本管内に無料宿泊所を設け、無料宿泊及職業紹介を開始し、其の翌四十年五月基督教婦人矯風會大阪支部に於て婦人ホームを設け、女子の宿泊並に職業紹介を開始せるが如きは、我國に於ける公益職業紹介事業の濫觴なりと雖も、此等の宗教又は矯風團體に於ては殆ど附帶事業として、之を經營せるに過ぎざりしが故に、寧ろ公設としては明治四十四年十一月創立の東京市淺草、芝、小石川の三個所を私設としては明治四十五年二月設立の大阪職業紹介所を以て本邦公益職業紹介事業の嚆矢とするも敢て異論なからん。

此等數個の紹介所中その過半が吾が大阪に存在し且つ大正七年の米騒動を契機として大阪市が十又二個所の市設職業紹介所を創設し、職業紹介事業の組織、連絡並に統制等に關し全國に之が範を示し、斯業の發達に寄與する所尠からざりし事等は蓋し他に匹儔すべきものあらざるべし。今や本稿の草を起すに際し熟々往時を偲び現在に想到し感慨無量に堪へざるなり。

大阪婦人ホーム職業紹介所沿革

基督教婦人矯風會大阪支部にては女子の墮落を其の事前事後に救はんと目的を以て婦人ホームを北區中之島六丁目に設置するや營利紹介業組合長三瀬某の斡旋に依り明治四十年五月二十八日曾根崎警察署を経て營利紹介業の許可

を得、取扱無料の故を以て營業税は最底一ヶ年金壹圓宛を納め女子専門の職業紹介を開始せり。而して其の當時の取扱規程は左の如し。

第一條 婦人ホームは大阪基督教婦人矯風會に屬し専ら婦人就職の紹介良家へ家庭見習奉公等の周旋をなすを以て目的とす

第二條 婦人ホームは主任一名、補助若干名をおき諸般の事務に當らしむ

第三條 婦人ホームは就職の紹介中其人の望に任せホームに滞在することを得るものとす
(但食費として一日金十錢を納めしむ)

第四條 婦人ホームより就職したる者はホームの友と名づくる會に加入し入會の節は金拾錢を寄附し、之をホーム維持の費用補助とす。

爾後毎月金五錢宛を出金して之を積み立て毎年春秋二期其の金を以てホームの友の會合を催す
品行正しく主家へ忠勤を盡したる者久しく勤続したるものには褒賞を與へて善行を奨勵す

第五條 婦人ホームへ雇入の周旋を乞ふには其の職業家族の數等を申込まるべきものとす
ホームは之に適任と認める者を紹介し二三日間試用の上更にホームと約束を結ぶものとす

第六條 婦人ホームは前條の約束調ひたる節は雇主より任意の寄附を以つて維持費の補とす(但し金五拾錢以上)

第七條 婦人ホームは雇主と協議の上奉公中人の爲に給金の幾分を貯金なましむるものとす
前記規程中に就職者はホームの維持費補助として金拾錢を春秋二期の會合費として毎月金五錢を雇主は維持費補助として金五十錢以上を任意寄附すべしとの條項あるが如きは大に經營者の苦心の存する所にして同所が曩に事業開始に當り營利紹介業の許可を受くるに至りたる事由と共に興味深き史料と謂ふべし。

尙同所の沿革資料中特記すべき事項を擧ぐれば明治四十四年十月財團法人の認可を得たる事、大正二十二年職業紹介法の規定に基き認可を受け從來の職業紹介部を大阪婦

人ホーム職業紹介所と改稱せし事、同所紹介係主任林依子が八十餘歳の老軀に大阪驛頭に立ち都門を慕ひ來れる赤襪を掛けて、肩摩毆撃の大阪驛頭に立ち都門を慕ひ來れる地方女子を誘惑の魔手より救はんため、身を挺して努力せる美談等なるべし。創立以來の所長は林歌子、係員は林依子、谷口益枝。小山光子等なり。

大阪基督教青年會職業紹介所沿革

明治四十二年八月北區に大火あり延焼一萬六千餘戸に及び、此等多數の罹災者中日用の家具什器を焼き再び之を購入するの資力なく、困難を極むるもの尠からざるを聞き當時神戸在住の一外國人は痛く此等の赤貧者に同情し、自ら資を供して彼等のために日常用具を購求施與せんことを大阪商業會議所に委囑し來れり。同會議所にては種々調査の上給與する所ありしが、尙ほ多額の剩餘金を見るに至り之が處分を委囑者たる外人に諮り、此等の剩餘金を舉げて大阪基督教青年會へ寄附し、有要の資に充つる事となりたれば、青年會に於ては寄附者の意志を酌み、之を基本として先づ罹災者中の失業者に對して職業紹介の事業を行ふ事

に決し、明治四十三年四月人事相談部の名の下に罹災者に商賣道具を與へ又は職業を斡旋せり。而して同部の目的とする所は求職者に職業を紹介すると共に、現に在職せる人々をも善導誘掖して其の品性と地位との向上進歩を圖り、兼ねて人事に關する一般の相談に應ぜんとするにあり。求職者の取扱方法としては、市内若くは市附近の在住者にして相當の身元引請人ある者には自筆の履歷書を携さへ出頭せしめ、係員は其の身元經歷等を詳細に調査したる上にて紹介の勞を採れり。但し此等の紹介に對しては手数料を徴する事なく求職申込の効力は六十日間なりしと云ふ。

同所の沿革資料中特記すべき事項を擧ぐれば、大正十年十二月職業紹介法に依り職業紹介所の許可を受けし事、昭和二年知識階級職業紹介専門部を開設せし事、昭和六年四月知識階級失業者の授職機關として産業協會を設立せし事等なり職員は所長三浦懿美（大正十四年九月就任）係員竹中宜治（退職）小倉源二（大正七年七月就任）等なり。

大阪職業紹介所沿革

附 天滿職業紹介所沿革

明治四十二年時の内務省床次地方局長は東京大阪の二大都市に公設職業紹介所の必要を感じ、兩市當局に對し其の設置を奨勵せるも、大阪市に於ては容易に之が設立を觀るの運びに至らざりしかば、時の市會議員青木庄藏氏は大に之を遺憾なりとし之が設立の急務を岡島千代造外數名の同志に諮り、折しも八濱徳三郎が先年神戸に於て布教の傍ら職業紹介所を經營し、其後東京に移りて之が研究に従事せる由を聞き、同人を招きて之が經營の任を託する事となりたれば、明治四十四年十二月その設立趣意書を發表し、大阪職業紹介所の名の下に全市に數個所の職業紹介所を創立せんことを計畫し、先づ南區惠美須町憲兵屯所跡に地を卜し之が設立に着手するや、偶々同所は舊今宮村共有の寶庫（御繪旨を奉安せる）に隣せしかが這般の地域に労働者を出入せしむるは皇室に對して不敬なりとの附近一帶の住民の反對運動に加ふるに斯業の如き、益々勃興するに於ては營業上の一大脅威なりとの口入業者、木賃宿業者等の反對運動も頗る猛烈なりしを以て關係官公署に於ては此等反對運動の調停は愚か斯業の許可さへも、逡巡し一時は實現の程

も危まれたれども、遂に萬難を排し、翌四十五年二月財團法人の許可を受け現所在地たる舊憲兵屯所跡を大阪市より借入れ、同所の建物に大修繕を加へ別に宿泊所を増築し、同年六月一日より職業紹介並に宿泊救護事業を開始し、越えて大正八年五月更に事務所及び宿泊所を改築し今日に及べり。而して其の姉妹事業たる天滿職業紹介所は大正三年時の大阪府知事大久保利武氏の勸奨に依り石井勝次郎、青木庄藏、芦森武兵衛、稻畑勝太郎、山本癸次郎、島田孫市八濱徳三郎等理事となりて、之を設立し其の名稱を北野職業紹介所と稱し、北區北野高垣町四百四十二番地の市有地一百二十三坪の無償貸與を受け、之に木造瓦葺二階建一棟建坪五十坪、同一棟建坪二十五坪、合計二棟七十五坪の寄宿舎及び事務所を建築し、大正四年八月一日を以て男女職業紹介の傍ら求職者及び労働者のため、宿泊救護事業をも開始せり。然るに大正七年十二月市街電車軌道敷設のため立退を命ぜられしを以て北區上福島中五丁目二百八十四番地に移轉し、大正八年四月寄宿舎及び事務所等の工事竣成せしかば再び業務を繼續せり。然るに大正十年七月又もや

阪神國道敷設のため再び立退を命ぜられしかば、一時事業を中止し、之が移轉地を百方搜索せしも適當なる敷地を得るに至らず荏苒一年半を経過し漸くにして大正十一年十二月現在の北區野崎町十八番地(監獄所官舎跡)市有地百坪二合六勺を賃借し、之に木造瓦葺三階建一棟建坪五十七坪八合九勺の寄宿舎及び事務所の建築に着手し大正十二年十二月漸く竣工せしを以て、名稱を天滿職業紹介所と改め同所に於ては差當り宿泊救護事業のみを繼續し、昭和四年二月大阪府に於て大典記念社會事業として港區泉尾松之町二丁目十八番地に建設せる、大阪労働共勵館の土地建物の無償貸與並に年額一萬圓宛の補助を受け無宿浮浪者の救護事業をも開始せり。

而して此の兩職業紹介所は組織、目的經營方法等殆んど同一なれば以下主として大阪職業紹介所に就て其の創立當時の状況を叙せん。同所は今宮憲兵屯所の古建物に多少の造作を加へて紹介所に使用せるものにして、屋上のベンキ塗看板の正面には「男女職業無料紹介」その側面には「男女雇入口入」と大書し左右の入口には「男紹介部」「女紹介部」と墨書せるカーキ色の暖簾を吊し店の正面には帳簿筒

部」と墨書せるカーキ色の暖簾を吊し店の正面には帳簿筒を背に帳場を設け、其の奥の中間の室を事務室に其の左右の室を男女の控室に充つ。職員は前掛角帯の服裝にて求職者に對する應接振りが商人風に捌けたるが如きは、市内一般の口入業者にも少からざる感化を與へしと云ふ。而して紹介條件及手續に就ては(一)求職者は職工日雇を除くの外市内に一戸を構へたる確實なる保證人を要する事、(二)求職申込みと同時に通信費として金五錢を納付する事、(三)紹介三回以上に涉るか又は短時期と雖も就職したる者は更に求職申込みの手續をなす事、(四)紹介先に往き雇入れられたる時は直ちに電話又は葉書を以て其旨を通知する事、(五)若し先方の需用に適はず、又は自己の意に満たざるがため歸り來る時は持參の封筒に紹介先の捺印を乞ひ持ち歸り、先に交付したる通信費領收券と共に受付に差出す事等の規定あり。尙ほ當時の状況に就ては其頃「大阪職業紹介所參觀記」と題して掲載せる左の新聞記事に詳なり。

今宮は新世界前惠美須停留所で電車を降りて西へ二丁、又二丁ほど紀州街道を往けば東側屋上に「男女職業無料紹

介所の屋根看板が高く掲げられ其の軒下には「労働下宿」の看板が掛けてある、表面の掲示板には「人夫入用」、「職工入用」などの廣告が何十枚となく貼出されてある、男女の入口は左右に別れ「男紹介部」「女紹介部」の暖簾が掛けてある、店の間も衝立を中に男女を隔て、控室も應接室も男女席を異にしてある、店の正面の帳場には番頭然と事務員が控へ其兩脇に長さ一間程の受付臺を列べ、數人の求職者が求職申込用紙に姓名、原籍、年齢、保證人の住所、姓名、職業及び希望の職業、給料などを記入して居る、既に男の控室には老若十數人の求職者が待合せ、新聞を讀むもの、蓑を喫すもの、談話に耽るもの、ナカノ、騒々しい女の控室にも東髪、島田、銀杏返しの影が看へて居る、中央の一室が應接室で求職者を順々に呼入れ、主事が求職申込用紙に照して綿密に質問を試みる、其の過半は保證人の確實でないために謝絶される、職工日雇は保證人を要しないけれども、其の他は市内に一戸を構へたる確實な保證人を要する規定である、主事が確實と認めたる者は求職申込用紙と雇入申込用紙とを照合せ或は獎勵を與へ、或は戒飾を加

へ、懇ろに彼等の決心を促してゐる、幸に求職者の資格が雇主の雇入條件に合格すれば、之に紹介狀を與へて雇主の許に赴かせる、電話のある所へは一應電話で交渉を遂げ然る後紹介狀を與へてゐる、雇主の方から雇入の通知が來れば直に人を派して保證人の身元を取調べ、確實と認めれば保證書を差入れ、引續き本人の身元を取調べるため原籍へ照會するさうである、電話で雇入申込をするものが多いと見へ電話はチリンチリンと掛り通してある、室内には大阪市内諸工場の場合、勞銀、労働時間、下宿料の一覽表を掲げ労働者の參考に備へて居る、執務時間は午前九時から午後五時まで日曜日の他は何日でも執務してゐる、附屬の労働下宿は一階建一棟と平家建一棟とで約二百名を泊めることが出来る、寄宿舎の二階からは天王寺公園や新世界が手に取る様に見へる、晩等は通天閣のイルミネーションで晝のやうに明るい、蒲團は極上等で紺の香が高い、浴室は十人位は一度に浴ることが出来る、便所はベンキで清潔である、何處も彼處も掃除が行届いて塵一本も目に付かない、彼れ是れする中に労働者は三々五々疲れた足を曳いて歸つ

て来る、来るは、来るは法被股引の人夫も来る、洋服の職工も来る、綿の羽織の店員も来る、皆表の受付で一泊五錢の料金を拂ひ、先を争ふて湯に飛び込む、此の室も彼の室も見る、満員になつて仕舞ふ、後から来たものは皆謝絶されて居る、寄宿舎の方では新聞を讀むもの、将棋盤に向ふもの、歌を誦ふもの、随分陽氣である、折々はドツと高笑の聲も擧がる、午後九時が門限で十時が就眠時間後は一切談話を許さぬさうである、表の受付では棟梁風の男が来て翌日の人夫雇入の談判してゐる。此處では一日二日の臨時人夫の雇入申込にも應ずるさうである。やがて門口を出れば「御宿一泊五錢」「酒を飲まぬ堅氣なお方は誰でもお泊め申します」と書いた大提灯が暗の往來を照して居る。

(明治四十五年七月參觀者誌)

大阪市立職業紹介所沿革

大正六、七年の頃に於ける物價殊に米價の暴騰は一般の生計をして益々窮迫を嘆ぜしめしが遂に同七年八月六日富山縣滑川町に米騒動勃發し日を経るに従ひ全國に蔓延し掠奪燒打等頗る危険性を帯ぶるに到りしかば之が急を救ふの

策として各地相競ふて米の廉賣を開始せり。吾が大阪市に於ては此等の應急措置を行ふと共に更に進んで、一般生計の窮迫を根本的に救済すべき社會的施設を起さん事を企圖し爲めに百萬圓の義金を得たるを以て、之が第一期事業として食堂、宿泊所、住宅の建設を計畫せり。而して職業紹介事業の如きは當時猶ほ其の重要性を認められざりしたためか、僅に宿泊所に附設し宿泊者中の無職者に職業紹介の便宜を與ふるの計畫なりしも、戦後の恐慌に因る失業者の激増は遂に職業紹介所の増設を促し同八年二月、九條職業紹介所の設置を始めとして、僅々數個月間に左記十又二個所の職業紹介所の創設を見るに至れり。

| 名 稱 | 位 置 | 開所年月日 |
|---------|------------------|----------|
| 中央職業紹介所 | 西區阿波堀一丁目信濃橋西詰南入 | 大正八年八月一日 |
| 九條職業紹介所 | 西區九條南通一丁目市電發電所前 | 同年二月七日 |
| 築港職業紹介所 | 西區鶴町一丁目木津川運河西五丁目 | 同年七月一日 |
| 今宮職業紹介所 | 南區宮津町今宮中學校南橋手 | 同年七月五日 |
| 西野職業紹介所 | 北區西野田江成町茶園橋南詰 | 同年七月一日 |

| | | |
|-------------|------------------|----------|
| 堀江職業紹介所 | 西區北堀江通四丁目坂榮橋北詰東入 | 同年七月二十二日 |
| 京町堀職業紹介所 | 西區京町堀上通四丁目順正寺前 | 同年七月二十一日 |
| 天神橋六丁目職業紹介所 | 北區天神橋六丁目市電交叉點東入 | 同年九月一日 |
| 老松町職業紹介所 | 北區老松町二丁目老松座一丁東 | 同年九月一日 |
| 京橋職業紹介所 | 東區京橋南詰 | 同年十二月一日 |
| 今宮労働紹介所 | 南區宮津町 | 同年九月十一日 |
| 京橋労働紹介所 | 東區京橋南詰 | 同年十月六日 |

當時職業紹介所は救濟課(課長天野時三郎)に屬し職員は囑託一名(囑託職業係主任八濱德三郎)社會事業事務員三十六名雜役夫二十一名にして執務時間は午前八時より午後六時までとし年中無休なり。紹介手数料は雇傭者は金拾錢被傭者は金五錢なるも雇傭者よりは之を徴せざりき。

當時紹介所の入口には一方に「男子部」他方に「女子部」と大書せるカーキ色の暖簾を吊し、職員は角帯前掛の服装にて執務し言語動作ともに懇切鄭重を旨とせり。而して中央職業紹介所は市内に散在せる十餘個所の市設紹介所並に數

個所の私設紹介所の聯絡機關として各所に申込める求人票を一先づ同所に取纏め之を悉く謄寫し更に之を各紹介所に配布せり。之を以て各紹介所には前記十數個所の紹介所に申込める就職口を準備せるがため各求職者の個性、嗜好能力に應じて之を適所に紹介するの便あり、且つ雇傭者及び被傭者の身元又は雇傭條件等の調査に就ては主として中央職業紹介所が之に當り、各紹介所が重複に之を調査するが如き煩を省き殊に職業別に因る最底賃銀を決定し、求人受付の場合には之を基準として雇傭條件の改善に努め或は大阪市立職業紹介所執務内規、職業紹介所従事員執務心得等を設けて紹介所相互の聯絡統制と紹介事務の民衆化に盡せるが如きは當時他に其の比を見ざりき。

而して歴代の中央職業紹介所長は主任八濱德三郎(自大正八年八月至同十一年四月)、山口正(自大正十一年四月至同十一年六月)、埴岡信夫(自大正十四年七月至昭和十年五月)等なり。尙ほ其の後に於ける大阪市立職業紹介所の史料中特記すべきものを列擧すれば左の如し。

- 一、大正九年四月救済課の組織を擴大して社會部と改稱し庶務、事業、職業、兒童の四課を設け職業紹介所は職業課に屬し中央職業紹介所主任は職業係主任を兼務して、各職業紹介所の業務上の監督指導に當れり。
- 一、同九年十月梅田驛構内巡查派出所跡に梅田職業紹介所を設置す。
- 一、同十年四月玉造市電終點共同便所跡に玉造職業紹介所を設置す。
- 一、同十四年四月堀江職業紹介所、老松町職業紹介所等を廢止し接續町村の市域編入に依り今宮町職業紹介所を引繼ぎ萩の茶屋職業紹介所と改稱す。
- 一、大正十三年六月労働紹介所の紹介に因る日傭人夫の業務上の負傷災害に對し傷害保険とも云ふべき相互救済組織の施設を創立す。大正十五年十二月その組織を財團法人に改め大阪市労働共済會と稱し、日傭労働者の業務上の傷害及死亡に對する共済の他更に無料宿泊所、宿泊共済事業、健康信用共済事業、勞銀立替並に人夫供給事業等を開始し更に昭和七年六月失業保険規程を設け一般職

- 業紹介所の紹介に依る就職者の共済事業を併せ行ふ。
- 一、大正十五年十二月小橋婦人職業紹介所を設置す。
- 一、昭和二年九月職業紹介所の紹介に因る勤續者に對する金融機關として大阪市昭和信用組合を設置す。
- 一、昭和二年四月西野田職業紹介所を廢止す。
- 一、同五年六月安治川労働紹介所を廢止し千鳥橋労働紹介所を設置す。
- 一、同七年九月淡路労働紹介所及び今里労働紹介所を設置す。

内鮮協和會職業紹介所沿革

大正十年前後より朝鮮人の内地に渡來するもの漸く繁く同十三年には大阪府下に在住するもの數萬人を算するに至り其の多くは低級なる不熟練者にして日傭労働に従事するの他に途なく而も言語、風俗、習慣を異にせるため各種の問題を惹起するの實情に鑑み時の知事中山望、内務部長平賀周、社會課長山崎巖諸氏等主唱の下に内鮮協和會を設立し其の施設の一として鮮人専門職業紹介所を設くる事とな

り、大正十三年七月鶴橋職業紹介所、同年九月豊崎職業紹介所昭和四年十一月木津川職業紹介所等を設置し今日に至る

大阪基督教女子青年會職業紹介所沿革

大阪基督教女子青年會人事相談部に保護を求むる女子の間には職業上の指導を要する者の尠からざる實情に鑑み昭

和六年十一月職業紹介法に依り許可を受け、同七年二月同會施設の一として専ら婦人に對する職業紹介を開始し今日に至る。職員は所長淺井治子、係員城後小咲、白石喜代等なり。尙ほ同所に於ては婦人宿泊所の必要に迫られ隣接地に延坪四十坪の木造瓦葺二階建を建築せり。